

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が指定する避難所への避難が困難な医療的ケア児とその家族（以下「医療的ケア児等」という。）の自主避難を推進するため、医療的ケア児等が避難に要する経費に対し、予算の範囲内において鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア児 人工呼吸器等の使用、たんの吸引等の医療的ケアが恒常的に必要な障がい児をいう。
- (2) 家族 医療的ケア児と同居する者で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていることと市長が認める者をいう。
- (3) 宿泊施設 市長と災害時等における宿泊施設の提供等に関し合意を得ている市内の施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住している医療的ケア児等であって、市に事前に登録をした者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、風水害の発生により高齢者等避難の発令から解除されるまでの間、医療的ケア児等が自主避難するための宿泊施設の利用に要する経費（食事代、入湯税及び交通費を除く。）とする。ただし、当該医療的ケア児とは別の部屋に宿泊する家族に係る宿泊施設の利用に要する経費は対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、医療的ケア児及びその家族1人につき1泊当たり5,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、公共的団体等から補助対象経費

に係る助成を受けるときは、当該助成の額を補助対象経費から控除するものとする。

(事前登録)

第6条 第3条の規定による事前の登録をしようとする者（以下「登録希望者」という。）は、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業事前登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けようとする医療的ケア児が、医療的ケア児であることが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により登録を受けようとする医療的ケア児が医療的ケア児であることが確認できる場合は、同項第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 使用している医療機器の確認
- (2) 既に市に提出している書類の記載内容の確認
- (3) 訪問看護事業所、学校その他当該児童に医療的ケアを実施している施設への照会による確認

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業事前登録承認通知書（別記第2号様式）により登録希望者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、宿泊施設を利用した最後の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設の利用に関する経費の領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地確認検査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市医療的ケア児等の避難推進

事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業事前登録申請書

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により事前登録の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録希望者

区分	フリガナ 氏 名	住所	生年月日 (年齢)	医療的ケア 児との続柄
医療的 ケア児				本人
医療的 ケア児 の家族				

2 添付書類

- (1) 登録を受けようとする医療的ケア児が、医療的ケア児であることが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 添付書類省略に関する同意書

事前登録を申請するに当たり、登録を希望する者の以下に係る事項について、確認を行うことに同意します。

- ・医療的ケアを実施している関係施設への照会
- ・世帯に関する公簿の閲覧

申請者氏名 _____
(署名又は記名押印)

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業事前登録承認通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により次のとおり承認したので通知します。

1 登録承認者

区分	(フリガナ) 氏 名	生年月日 (年齢)	医療的ケア児 との続柄
医療的ケア児			本人
医療的ケア児 の家族			

2 有効期限

3 注意事項

- (1) 避難先の予約申込みは、電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に御連絡ください。
- (2) この通知書は、避難先となる宿泊施設に御持参ください。
- (3) 宿泊費は、避難される方において一旦お支払いいただき、後日実費を補助します。補助の上限は、1人1泊当たり5,000円（消費税含む。）です。
- (4) 食事代、入湯税、交通費などは補助対象になりません。
- (5) 当該医療的ケア児と別室に宿泊された御家族分の宿泊費は補助対象になりません。
- (6) 宿泊後は、宿泊施設を利用した最後の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市福祉政策課に鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付申請書（別記第3号様式）を提出してください。また、宿泊施設の領収書等（施設名称、宿泊日、宿泊者、宿泊料金の内訳が分かるもの）の提出が必要になります。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付申請書

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 宿泊施設の利用に関する経費の領収書（施設の名称、宿泊日、宿泊者及び宿泊料金の内訳が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金については、鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件等

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付要綱の規定に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市医療的ケア児等の避難推進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円
振	金 融 機 関 名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
	本 支 店 名	本店・支店・支所・出張所
込	口 座 区 分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
	口 座 番 号	
先	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	